

事業評価書「銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(平成19年法律第120号)により新設された規制」の要旨

評価期間:平成19年12月から平成24年12月までの間

1 評価の対象とした政策

銃砲刀剣類所持等取締法における両罰規定の適用対象犯罪の拡大(拳銃等発射罪等を両罰規定の適用対象とした。)

2 評価の観点

有効性及び効率性の観点から評価する。

3 効果の把握の手法及びその結果

- 拳銃等発射罪等に係る両罰規定の適用件数を把握する。
改正法の施行日(平成19年12月30日)から平成24年12月31日までの間、拳銃等発射罪等に係る両罰規定が適用された事例はなかった。
- 改正法の施行日(平成19年12月30日)前の5年間(平成14年から平成18年までの間)と最近の5年間(平成20年から平成24年までの間)における拳銃等発射罪等の検挙件数及び検挙人員並びに拳銃等発砲事件の認知件数を比較する。

拳銃等発射罪等の検挙件数及び検挙人員

違反態様\年次	14年	15年	16年	17年	18年	14-18年の平均	19年	20年	21年	22年	23年	24年	20-24年の平均
拳銃等発射罪 (第31条第1項)	38 (27)	29 (21)	39 (40)	18 (9)	18 (33)	28.4 (26)	15 (11)	4 (1)	10 (13)	6 (3)	8 (9)	5 (6)	6.6 (6.4)
拳銃等輸入罪 (第31条の2第1項)	3 (3)	10 (7)	6 (7)	1 (1)	2 (1)	4.4 (3.8)	3 (2)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0.8 (0.6)
拳銃等譲渡し罪 (第31条の4第1項)	18 (14)	18 (20)	8 (5)	3 (3)	1 (1)	9.6 (8.6)	6 (4)	9 (8)	3 (1)	4 (3)	4 (4)	3 (2)	4.6 (3.6)
拳銃等譲受け罪 (第31条の4第1項)	4 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1.4)	4 (3)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	0.8 (0.4)
拳銃等譲渡し等周旋罪 (第31条の15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0.2 (0)
合計	63 (50)	58 (49)	53 (52)	22 (13)	21 (35)	43.4 (39.8)	28 (20)	16 (10)	14 (15)	12 (8)	15 (14)	8 (8)	13 (11)

注:()内は検挙人員

拳銃等発砲事件の認知件数

	14年	15年	16年	17年	18年	14-18年の平均	19年	20年	21年	22年	23年	24年	20-24年の平均
拳銃等発砲事件の認知件数	142	129	97	63	50	96.2	54	42	33	31	40	27	34.6

4 評価の結果

改正法の施行日(平成19年12月30日)から平成24年12月31日までの間、拳銃等発射罪等の検挙件数及び検挙人員並びに拳銃等発砲事件の認知件数が改正前に比して減少していることから、当該規制が拳銃等発射罪等の事件の発生を抑止する効果を上げている可能性はあるが、拳銃等発射罪等に係る両罰規定を適用して業務主の監督責任を問い、処罰した事例がないことから、当該規制の有効性及び効率性について十分に検証できるまでには至っていない。